

報告第 6 号

令和 7 年度決算に基づく東員町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく東員町健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－ %	14.06 %
連結実質赤字比率	－ %	19.06 %
実質公債費比率	4.2 %	25.0 %
将来負担比率	－ %	350.0 %

提案理由

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 7 号

令和 7 年度決算に基づく東員町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく東員町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

比率名	令和 7 年度	経営健全化基準
水道事業会計 資金不足比率	－％	20.0％
下水道事業会計 資金不足比率	－％	20.0％

提案理由

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 8 号

令和 7 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会が行った事務の点検及び評価について、報告書を議会に提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

令和 7 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書
（別添のとおり）

提案理由

令和 7 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第 52 号

教育委員会の委員の任命について

本町教育委員会の委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年 9月 1日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水谷俊郎

(住所)

(氏 名) 松宮 あけみ

(生年月日)

提案理由

本町教育委員会の委員松宮あけみ氏は、令和８年９月３０日任期満了につき、後任を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 5 3 号

財産の取得について

令和 8 年 8 月 2 1 日一般競争入札に付した、東員町役場庁舎什器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1	取得する財産の名称	東員町役場庁舎什器
2	契 約 の 方 法	一般競争入札
3	取 得 価 格	金 6 2 , 9 0 9 , 0 0 0 円
4	契 約 の 相 手 方	三重県いなべ市北勢町阿下喜 2 1 0 7 番地の 1 有限会社北勢堂 代表取締役 伊藤 聡

提案理由

東員町役場庁舎什器を取得するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 5 4 号

財産の取得について

令和 8 年 8 月 2 1 日一般競争入札に付した、消防ポンプ自動車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1	取得する財産の名称	消防ポンプ自動車
2	契約の方法	一般競争入札
3	取得価格	金 3 2 , 6 7 0 , 0 0 0 円
4	契約の相手方	三重県四日市市北野町 7 1 1 番地 株式会社モリタ東海 四日市営業所 所長 小倉 浩之

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 5 5 号

財産の取得について

令和 8 年 8 月 2 1 日一般競争入札に付した、充電式 L E D 投光器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1	取得する財産の名称	充電式 L E D 投光器
2	契 約 の 方 法	一般競争入札
3	取 得 価 格	金 2 1 , 1 2 0 , 0 0 0 円
4	契 約 の 相 手 方	三重県四日市市河原田町 7 1 2 番地 株式会社山口商会 四日市営業所 所長 上前 拓也

提案理由

充電式 L E D 投光器を取得するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 5 6 号

財産の取得について

令和 8 年 8 月 2 1 日一般競争入札に付した、折り畳み式簡易ベッドを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1	取得する財産の名称	折り畳み式簡易ベッド
2	契 約 の 方 法	一般競争入札
3	取 得 価 格	金 1 7 , 4 9 0 , 0 0 0 円
4	契 約 の 相 手 方	三重県四日市市北野町 7 1 1 番地 株式会社モリタ東海 四日市営業所 所長 小倉 浩之

提案理由

折り畳み式簡易ベッドを取得するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 5 7 号

財産の取得について

令和 8 年 8 月 2 1 日一般競争入札に付した、東員第一中学校什器備品を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1	取得する財産の名称	東員第一中学校什器備品
2	契 約 の 方 法	一般競争入札
3	取 得 価 格	金 1 5 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円
4	契 約 の 相 手 方	三重県いなべ市北勢町阿下喜 2 1 0 7 番地の 1 有限会社北勢堂 代表取締役 伊藤 聡

提案理由

東員第一中学校什器備品を取得するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第58号

東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定めるものとする。

令和8年 9月 1日提出

令和8年 9月 日

東員町長 水谷 俊郎

東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年東員町条例第23号)の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 町長	福祉医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	1 町長	福祉医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	2 <u>町長</u>	<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
		3 <u>町長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
		4 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		5 <u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。) <u>及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に関する情報(以下「生活保護等関係情報」という。)</u>

て規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。) <u>及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に関する情報(以下「生活保護等関係情報」という。)</u> <u>及び住</u>

		であって規則で定めるもの

		登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	予防接種法による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報

	る子どもの ための教 育・保育給付 若しくは子 育てのため の施設等利 用給付の支 給又は地域 子ども・子育 て支援事業 の実施に関 する事務で あって規則 で定めるも の		報及び生活 保護等関係 情報であつ て規則で定 めるもの		る子どもの ための教 育・保育給付 若しくは子 育てのため の施設等利 用給付の支 給又は地域 子ども・子育 て支援事業 の実施に関 する事務で あって規則 で定めるも の		報及び生活 保護等関係 情報であつ て規則で定 めるもの
				3 教育委員 会	住登外者宛 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの	町長	住登外者宛 名情報であ って規則で 定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第59号

東員町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

東員町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年 9月 1日提出

令和8年 9月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条

東員町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成4年東員町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(印鑑の登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者とする。なお、以下、これらの登録資格を有する者を「代表者等」と総称する。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) (印鑑の登録) 第4条 町長は、前条の申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登	(印鑑の登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者とする。なお、以下、これらの登録資格を有する者を「代表者等」と総称する。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) (印鑑の登録) 第4条 町長は、前条の申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登

録台帳」という。)の記載事項並びに本町において登録している代表者等の個人の印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。 (代理人による申請等) <u>第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト</u> に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による第3条、第7条及び第9条の申請をすることができるものとする。なお、この場合、第3条、第7条及び第9条においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。	録台帳」という。)の記載事項並びに本町において登録している代表者等の個人の印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。 (代理人による申請等) <u>第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号</u> に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による第3条、第7条及び第9条の申請をすることができるものとする。なお、この場合、第3条、第7条及び第9条においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。
---	--

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

東員町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 0 号

東員町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東員町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東員町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成5年東員町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(災害応急作業等手当) 第4条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、 <u>1,080円</u> とする。 3・4 (略)	(災害応急作業等手当) 第4条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、 <u>1,440円</u> とする。 3・4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

東員町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第61号

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年 9月 1日提出

令和8年 9月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東員町国民健康保険条例(昭和35年東員町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(基礎賦課額) 第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合の合計額において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (基礎賦課額の資産割額の算定) 第13条 <u>第11条の資産割額は、被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下「土地及び家屋に係る固定資産税額」という。)に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u> (基礎賦課額の保険料率) 第14条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当す	(基礎賦課額) 第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額____<u>_____</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合の合計額において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 第13条 削除 (基礎賦課額の保険料率) 第14条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の50</u>に相当す

る額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 資産割 基礎賦課総額の100分の10に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第6号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(3) (略)

(4) (略)

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合の合計額において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)

第14条の6の5 第14条の6の3の資産割額は、被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合に

る額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) (略)

(3) (略)

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合の合計額において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第14条の6の5 削除

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合に

あつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の10に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(3) (略)

(4) (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課額)

第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合の合計額において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(介護納付金賦課額の資産割額の算定)

第14条の10 第14条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第14条の11の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第14条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

あつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) (略)

(3) (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課額)

第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額_____及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合の合計額において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第14条の10 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

第14条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 資産割 介護納付金賦課総額の100分の10に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第5号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(3) (略)

(4) (略)

2・3 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額

_____の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。))の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課総額 _____の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の13第1号イに掲げる額を

_____当該年度の前年度及びその直前の2

(2) (略)

(3) (略)

2・3 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額

から、第14条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。))の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。))の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前

箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>子ども・子育て支援納付金賦課総額</u> _____の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た額と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額 2・3 (略)	の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額</u>の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た額と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額 2・3 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条、第14条、第14条の6の3、第14条の6の6、第14条の8及び第14条の11の規定は、令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

東員町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 2 号

東員町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

東員町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を
改正する条例

東員町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成29年東員町条例
第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(農業委員の定数) 第2条 農業委員の定数は、 <u>14人</u> とする。	(農業委員の定数) 第2条 農業委員の定数は、 <u>12人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 3 0 日から施行する。

提案理由

東員町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正するに
ついては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 3 号

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

令和 8 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東員町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年東員町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>31万5千円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東員町消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた東員町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の東員町消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払いは、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。